

20年度 確定申告に向けて 各種ご案内

年末調整等 説明会を開催

給与の支払者を対象に、19年分年末調整や法定調書等の作成について説明会を開催します。

【日時】11月14日(水)午後1時半～4時

【会場】市役所7階701会議室

車での来場はご遠慮ください。当日直接会場へ。

ご利用ください
e-TAX (イー・タックス)

源泉所得税の納付は「e-TAX」の利用が便利です。ぜひご利用ください。

「e-TAX」についての詳細はホームページまたはヘルプデスク ☎0570・015901へ。
詳しくは東村山 税務署法人課 第2部門 ☎042・394・6811へ。

e-TAXホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

住宅借入金等 特別控除の申告

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)は所得税の控除制度です。同控除は税源移譲に伴い、所得税と個人住民税の比率が変わったことにより、所得税額が低くなり、今まで控除できていた金額が控除できないということが生じ

《20年税制改正の一部内容》

65歳以上の方に対する非課税措置廃止に伴う特例の廃止

17年1月1日において65歳に達して、前年の合計所得金額が125万円以下である方に対して、2年間経過措置として所得割と均等割の税額を減額していた特例が廃止となります。

地震保険料控除の創設

地震災害の損失に備える上での保険加入を促進する目的として創設されます。

要件
自己や配偶者、そのほかの親族が所有している居住用家屋・生活用不動産を保険の目的としていること。地震等を原因とする火災・損壊に対して支払われるものであること
市民税、都民税関連

損害保険料控除を全廃し、新たに地震保険料控除(地震保険料の2分の1に相当する額 上限25,000円)を創設します
経過措置として、18年12月31日までに結んだ長期の損害保険契約に係る保険料については、従来の損害保険料控除(上限10,000円)の適用ができます。ただし、1つの保険契約に地震保険と、経過措置の対象となる長期損害保険の両方が含まれている場合には、いずれか一方の控除しか受けることができません。また、同一の納税義務者についての所得控除額は、新制度と旧制度の合計で25,000円が上限となります。

18年に入居された方になり
ます。申告期間は、毎年控除を受けようとする年の3月15日まで(初年度の申告受け付けは20年3月17日まで)です。申告書は11月中旬以降、課税課窓口(市役所2階)で配布します。
申告の際は、源泉徴収票、計算明細書の写し、年末残高等証明書の写しを添付(は任意)してください。
詳しくは同課市民税係(内線2333)へ。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。確定申告等で社会保険料控除として申告をする場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、ご家族の国民年金

保険料を納付された場合には、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。

このため、10月1日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険料から11月上旬に送付されます。年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証が必要ですので、大切に保管してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について、詳しくは武蔵野社会保険事務所 ☎0422・56・1411へ。

年金を受けている方が亡くなったときは、年金受給権者死亡届を武蔵野社会保険事務所に提出してください。

年金を受けている方が亡くなったときは、年金受給権者死亡届を武蔵野社会保険事務所に提出してください。また、年金は亡くなった日の属する月まで支払われますが、亡くなられた方は受けとれません。



未払いの年金を受けることができる遺族の方は、年金を受けていた方の死亡当時に生計を同じくしていた

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。未払いの年金がある場合は、「未支給年金・保険給付請求書」も死亡届と併せて提出してください。

なお、年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金がそのまま亡くなられた方の通帳に支払われ、後日、遺族の方より年金を返納していただくこともありま

ので、ご注意ください。
死亡届や未支給年金の請求については、詳しくはねんきんダイヤル ☎0570・051165 (IP電話)・PHSからは ☎03・6700・1165 または武蔵野社会保険社会保険事務所 ☎0422・56・1411へ。

地域福祉の推進を図るため、市内の非営利民間団体等が社会資源を有効に活用して実施する福祉サービスに対して補助金を交付しています。

地域福祉の推進を目指して 補助金対象団体を募集します

地域福祉の推進を図るため、市内の非営利民間団体等が社会資源を有効に活用して実施する福祉サービスに対して補助金を交付しています。このたび、19年度の補助対象対象事業は、日常生活

国民健康 保険情報

国民健康保険と交通事故

交通事故など、第三者の行為によって受けた傷病の治療に国民健康保険(以下、国保)を使用ときは、必ず「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

この届け出により国保では、一時的に医療費を立て替え、後で被害者に代わって加害者に医療費を請求します。詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

対象団体を募集します。補助金の交付を希望する団体は、関係書類を添えて申請してください。
【申請書の配布】11月1日(木)から福祉総務課(市役所1階)で配布します。なお、昨年度交付されていた団体には申請書を郵送します。申し込みは11月15日(木)

5年に一度実施 19年全国物価統計調査にご協力ください

この調査は、消費者が購入する主な商品の販売価格やサービスの料金などを調査するものです。物価対策のための基礎資料として、地域手当や生活保護費の地域調整の算定根拠などの重要な資料を得ることを目的に、5年に一度実施される国の重要な統計調査です。

調査は、全国で約13万の小売店舗と約4万の飲食店・サービス事業所等に対して、統計調査員や市区町村、総務省統計局が11月上旬～下旬の期間に行います。調査事項は、統計を作るために用いられ、そのほかの目的に使われることはありません。皆様のご協力をお願いします。詳しくは総務部総務課 ☎470・7714へ。

募集

非常勤職員 助産師

健康課では、20年4月1日以降に採用する助産師を募集

【雇用期間】20年4月1日～21年3月31日(年間契約)
【資格】助産師免許保有
申し込みは11月16日(金)までに、履歴書(写真添付)と資格証明書の写しを同課保健サービス係(わくわく健康プラザ内)へ持参してください。書類選考と面接の上、決

【募集人数】若干名
【対象】司書・司書補・司書教諭(20年3月取得見込み含む)のいずれかの資格を有し、パソコン操作ができる60歳(11月1日現在)までの方
【報酬】当市規定による(交通費相当額は別途支給)

【試験日時】12月5日(水)に筆記試験を実施し、合格者には12月18日(火)に面接を行います。申し込みは11月5日と12日の月曜日を除く1日(木)～18日(日)の午前8時半～午後5時に、本人が直接中央図書館2階事務室へ持参してください(郵送不可)。詳しくは同館 ☎475・646へ。

【雇用期間】20年4月1日～21年3月31日
【募集人数】若干名
【対象】司書・司書補・司書教諭(20年3月取得見込み含む)のいずれかの資格を有し、パソコン操作ができる60歳(11月1日現在)までの方
【報酬】当市規定による(交通費相当額は別途支給)

【勤務内容】図書館業務全般(簡単なOA操作を含む)
【勤務場所】市内図書館
【勤務時間】月128時間
【雇用期間】20年4月1日～21年3月31日
【募集人数】若干名
【対象】司書・司書補・司書教諭(20年3月取得見込み含む)のいずれかの資格を有し、パソコン操作ができる60歳(11月1日現在)までの方
【報酬】当市規定による(交通費相当額は別途支給)

【試験日時】12月5日(水)に筆記試験を実施し、合格者には12月18日(火)に面接を行います。申し込みは11月5日と12日の月曜日を除く1日(木)～18日(日)の午前8時半～午後5時に、本人が直接中央図書館2階事務室へ持参してください(郵送不可)。詳しくは同館 ☎475・646へ。

11月は全国青少年 健全育成強調月間

11月は全国青少年健全育成強調月間です。次代を担う青少年が非行に陥ることなく、健やかに育つために、市民の皆さんの積極的な活動が重要になります。

図書館嘱託職員
図書館では、20年4月1日以降に採用する嘱託職員を募集します。
【勤務内容】図書館業務全般(簡単なOA操作を含む)
【勤務場所】市内図書館
【勤務時間】月128時間
【雇用期間】20年4月1日～21年3月31日
【募集人数】若干名
【対象】司書・司書補・司書教諭(20年3月取得見込み含む)のいずれかの資格を有し、パソコン操作ができる60歳(11月1日現在)までの方
【報酬】当市規定による(交通費相当額は別途支給)

【募集要項の配布】11月1日(木)～18日(日)の期間に、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館で開館時間内に配布。図書館ホームページにも掲載しています(提出書類も出力できます)。
【試験日時】12月5日(水)に筆記試験を実施し、合格者には12月18日(火)に面接を行います。申し込みは11月5日と12日の月曜日を除く1日(木)～18日(日)の午前8時半～午後5時に、本人が直接中央図書館2階事務室へ持参してください(郵送不可)。詳しくは同館 ☎475・646へ。

図書館ホームページアドレス
<http://www.lib.city.higashikurume.lg.jp/>

社会福祉審議会を開催します

【日時】11月7日(水)午後6時半～8時半
【会場】市役所7階702会議室
【議題】保育料月額基準表の条件の見直しについて
当日直接会場へ(時間外のため、庁舎南側時間外出入口からご来場ください)。
詳しくは福祉総務課庶務係 ☎470・7741へ。